

2月15日(金)から3月15日(金)まで市役所および各支所で平成24年分所得の申告相談を行います。確定申告が必要な人は書類作成などの準備をお願いします。また、収入のない人についても申告を行わないとさまざまな申請の際に支障をきたします。申告日程および会場は、広報みとよ2月号でお知らせします。

確定申告が必要な人

一般

- 農業・商業・工業・漁業等事業を営んでいる人
- 地代・家賃収入・不動産・株式売却などの所得がある人
- 生命保険や損害保険の満期・解約などで一時金を受け取った人
- 24年中に家屋を住宅借入金などで新築・購入・増改築などをして住宅借入金等特別控除を受ける人など

給与所得者

- 給与の収入金額が2,000万円を超える人
- 給与を1カ所から受け、それ以外の所得が20万円を超える人
- 給与を2カ所以上から受け、年末調整されなかった給与とそれ以外の所得が20万円を超える人など

公的年金受給者

税制改正により、公的年金等の収入額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑

所得以外の所得金額が20万円以下である場合、所得税の確定申告をする必要はなくなりましたが、所得税の還付を受けるためには確定申告書の提出が必要です。なお、所得税の確定申告書を提出しない場合であっても、「住民税」の申告が必要な場合がありますのでご注意ください。

確定申告により税の還付を受けられる人

- 災害や盗難などにより住宅や家財などの資産に受けた損害について雑損控除を受ける場合
- 病気や怪我等で支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- 平成23年以前に家屋を住宅借入金などで新築・購入・増改築などをして、住宅借入金等特別控除を受ける場合(年末調整をしていない人)
- 地方公共団体などの特定団体へ寄附をして寄附金控除を受ける場合
- 退職して年末調整をしていない場合など

申告に必要なもの

所得金額がわかるもの

- 給与・退職所得や公的年金等の源泉徴収票・報酬などの支払調書(原本)
- 収支内訳書(事業所得のある人は、収支内訳書が必要です)
- 配当証明書・個人年金の支払調書・保険満期などの一時金の支払調書・不動産の譲り受けの対価の支払調書など
- 所得控除金額などがわかるもの
- 生命保険料・地震保険料・個人年金保険料・国民年金などの控除証明書

20歳から国民年金

新成人のみなさんおめでとうございます

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので「あの時に・・・」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。(20歳前に就職して厚生年金等に加入中の人は、加入手続きは不要です)なお、学生や収入が少なく保険料の納付が困難な場合は「学生

納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、市民課または各支所で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

■年金手帳は大切に保管しましょう

国民年金や厚生年金に加入すると年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などが管理されます。

年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

■国民年金の給付は、3種類の基礎年金があります

<p>老齢基礎年金 65歳から生涯受けられます</p>	<p>障害基礎年金 病気やケガで障がいの状態になった人が受けられます</p>	<p>遺族基礎年金 夫が亡くなったときに子のある妻または子が受けられます</p>
--	---	---

被保険者の種類	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	20歳以上60歳未満の自営業の人、農林漁業の人、学生など	会社員、公務員など	第2号被保険者に扶養されている配偶者
保険料	国民年金保険料【定額】14,980円(平成24年度)	厚生年金保険料率16.766%(平成24年9月現在)労使折半で保険料負担	被保険者本人は保険料負担を要しない。配偶者の加入している年金の保険者が負担

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005 普通寺年金事務所 ☎0877-62-1660

年金相談を開設します

全国社会保険労務士会連合会「街角の年金相談センター高松(オフィス)」では、社会保険労務士による年金相談所を開設します。相談は無料で、申請等の手続きもできます。(電話での年金相談は受け付けていません)

日時 1月9日(水) 三豊市役所西館

持参物 午前10時～午後3時

年金手帳・年金証書・振込通知書など

のほか、本人確認ができるもの

(代理人の場合は委任状と代理人の本人確認ができるもの)

▶問い合わせ 街角の年金相談センター高松(オフィス)

☎087(811)6020

**産業振興基本条例
パブリックコメント募集**

産業振興をまちづくりの礎とし、すべての人の協働により、産業振興を推進するため、「三豊市産業振興基本条例」を制定するにあたり、市民の皆さんからのご意見を募集します。

- 1 条例案骨子、募集要領、意見書の様式は、市のホームページからご覧いただけます。また産業政策課・各支所でもご覧いただけます。
- 2 ご意見は1月9日(水)までに電子メール、ファックス、持参または郵送のいずれかの方法によりご提出ください。

▶提出先・問い合わせ

〒767-18585

三豊市高瀬町下勝間2373-1

三豊市政策部産業政策課 ☎73・3013

FAX 73・3022

電子メール: sangyou@city.mitoyo.kagawa.jp